

... Case 3 ...



民生委員・児童委員の活動のための情報提供

民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。

民生委員・児童委員は特別職の地方公務員とされているため、個人情報取扱事業者からその職務の遂行に必要な個人データの提供を本人から同意を得ずに受けることは、個人情報の第三者提供の制限の例外として、可能と考えられます。地方公共団体からの情報提供については、それぞれの条例の解釈によります。

民生委員・児童委員には、民生委員法において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

【参考となる通知等】

- 「児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について（平成19年3月厚生労働省）」
- 「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認などの円滑な実施について（平成19年8月厚生労働省）」
- 「社会・援護局関係主管課長会議（平成18年2月28日開催）資料」



... Case 4 ...



法令に基づく個人データの提供

法令に基づく場合であれば、個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することができます（法23条1項1号）。



【例】

- 警察などからの（捜査に必要な事項の）報告の求めに応じる場合（刑事訴訟法197条2項）
- 弁護士会からの報告の求めに応じる場合（弁護士法23条の2 第2項）
- 統計調査への協力（統計法30条）
- 児童虐待に係わる通告（児童虐待の防止等に関する法律6条1項）